

「大学発ベンチャー表彰 2025」概要

1. 大学発ベンチャー表彰とは

「大学発ベンチャー表彰～Award for Academic Startups～」は、平成 26 年度より開始した表彰制度です。

大学等^{注1)}の研究開発成果を活用して起業したベンチャーのうち、今後の活躍が期待される優れた大学発ベンチャーを表彰するとともに、特にその成長に寄与した大学や企業などを表彰します。

本表彰は、大学等における研究開発成果を用いた起業および起業後の挑戦的な取り組みや、大学や企業から大学発ベンチャーへの支援などを促進することを目的としています。

また平成 29 年度より、若手経営者のよりアーリーなステージの企業にフォーカスし、経営者が 40 歳未満^{注2)}かつ設立後 3 年以内^{注3)}の企業のうち、今後の大きな活躍が期待できる大学発ベンチャーを表彰する「アーリーエッジ賞」を設け、若手経営者の挑戦を支援しています。

注1) 大学等：国公立大学、高等専門学校、公設試験研究機関、国立研究開発法人、大学共同利用機関法人、公益法人等（JSTが認めるもの）を指します。

注2) 令和 7 年 4 月 1 日現在

注3) 令和 4 年 4 月 1 日以後設立の企業

2. 表彰対象

大学発ベンチャー^{注)}

特にその成長に寄与した機関、企業（研究開発成果を創出した大学、支援および協力した企業など）がある場合には、それらの機関も表彰します。

ただし、アーリーエッジ賞については、表彰対象を経営者が 40 歳未満かつ設立後 3 年以内のベンチャー企業とその支援大学等、および支援企業とします。

注) 大学発ベンチャー：ここでは、以下のいずれかに該当する企業を「大学発ベンチャー」と定義します。

- i) 大学等の特許を活用して起業したベンチャー企業
ただし、起業時点では上記に該当していないが設立 5 年以内に大学等から技術移転を受けたベンチャーも含みます。
- ii) 特許以外の大学等の研究成果を活用して起業したベンチャー企業
（特許は取得していないものの、大学等のアイデアやノウハウをもとに起業したベンチャー企業）
ただし、起業時点では上記に該当していないが設立 5 年以内に大学等と共同研究などを行った成果を活用したベンチャー企業も含みます。
- iii) 教職員・学生などによる人材移転型ベンチャー企業
- iv) 大学等が支援した出資・経営支援型ベンチャー企業

【要件】

- ・大学等の研究開発成果を活用して起業したベンチャーであること
- ・応募時点で上場していない、おおむね設立 10 年以内のベンチャーであること
- ・過去の本表彰における文部科学大臣賞、経済産業大臣賞を受賞していないこと

3. 表彰内容

- ・ 文部科学大臣賞
- ・ 経済産業大臣賞
- ・ 科学技術振興機構理事長賞
- ・ 新エネルギー・産業技術総合開発機構理事長賞
- ・ 日本ベンチャー学会会長賞
- ・ アーリーエッジ賞

※その他、大学発ベンチャー表彰特別賞が授与される場合があります。

4. 主催

科学技術振興機構

新エネルギー・産業技術総合開発機構

5. 後援

文部科学省、経済産業省、一般社団法人日本ベンチャー学会、全国地方新聞社連合会

以上